

江田島市国民保護計画

令和 6 年 3 月変更
令和 2 年 3 月変更
平成 2 9 年 1 月変更
(平成 1 9 年 1 月策定)

江 田 島 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画に定める事項	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	5
第3章	市の事務又は業務の大綱等	7
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態	15
2	緊急処理事態	15
第2編	平素からの備えや予防	16
第1章	組織・体制の整備等	16
第1	市における組織・体制の整備	16
1	市の各部課における平素の業務	16
2	市職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	20
第2	関係機関との連携体制の整備	22
1	基本的考え方	22
2	県との連携	22
3	近接市町との連携	23
4	指定公共機関等との連携	23
5	ボランティア団体等に対する支援	24
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	情報通信機器等の活用	27
3	警報等の伝達に必要な準備	27
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
5	被災情報の収集・報告に必要な準備	34
第5	研修及び訓練	35
1	研修	35
2	訓練	35

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	37
1	避難に関する基本的事項	37
2	避難実施要領のパターンの作成	38
3	救援に関する基本的事項	38
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	39
5	避難施設の指定への協力	40
6	生活関連等施設の把握等	40
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	42
1	市における備蓄	42
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	42
第4章	国民保護に関する啓発	44
1	国民保護措置に関する啓発	44
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	44
第3編	武力攻撃事態等への対処	45
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	45
1	注意体制の立ち上げ	45
2	警戒本部体制の立ち上げ	46
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	47
第2章	市対策本部の設置等	48
1	市対策本部の設置	48
2	通信の確保	56
第3章	関係機関相互の連携	57
1	国・県の対策本部との連携	57
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	57
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	58
4	他の市町等に対する応援の要求、事務の委託	58
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	59
6	市の行う応援等	59
7	ボランティア団体等に対する支援等	59
8	住民への協力要請	60
第4章	警報及び避難の指示等	61
第1	警報の通知及び伝達	61
1	警報内容の伝達等	61
2	警報内容の伝達方法	62
3	緊急通報の伝達及び通知	63

第2章	避難住民の誘導等	64
1	避難の指示の通知・伝達	64
2	避難実施要領の策定	65
3	避難住民の誘導	67
第5章	救援	74
1	救援の実施	74
2	関係機関との連携	74
3	救援の内容	75
第6章	安否情報の収集・提供	76
1	安否情報の収集	76
2	県に対する報告	77
3	安否情報の照会に対する回答	77
4	日本赤十字社に対する協力	78
第7章	武力攻撃災害への対処	81
第1節	武力攻撃災害への対処	81
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	81
2	武力攻撃災害の兆候の通報	81
第2節	応急措置等	82
1	退避の指示	82
2	警戒区域の設定	83
3	応急公用負担等	84
4	消防に関する措置等	85
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	88
1	生活関連等施設の安全確保	88
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	88
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	90
第4節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	91
1	武力攻撃原子力災害への対処	91
2	NBC攻撃による災害への対処	91
第8章	被災情報の収集及び報告	94
第9章	保健衛生の確保その他の措置	95
1	保健衛生の確保	95
2	廃棄物の処理	96
3	文化財の保護	96

第10章 国民生活の安定に関する措置	98
1 生活関連物資等の価格安定	98
2 避難住民等の生活安定等	98
3 生活基盤等の確保	99
第11章 特殊標章等の交付及び管理	100
第4編 復旧等	102
第1章 応急の復旧	102
1 基本的考え方	102
2 公共的施設の応急の復旧	102
第2章 武力攻撃災害の復旧	103
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	104
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	104
2 損失補償等	104
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	104
第5編 緊急対処事態への対処	106
1 緊急対処事態	106
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	106

【参考】

- 1 計画の策定
平成19年1月
- 2 計画の改正
組織改正等に伴い平成28年2月に改定
- 3 計画の改正
市役所本庁舎移転等に伴い平成29年1月に改定
- 4 計画の改正
国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴い令和2年3月に改定
- 5 計画の改正
市の組織改正等に伴い令和6年3月に改定

第 1 編 総論

第 1 章 市の責務、構成等

江田島市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画に定める事項

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び広島県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

また、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条第 1 項の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

※ なお、関係機関等への連絡先等を記載した資料については、別途作成する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、県知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は行なわない。）。

用語の解説

50音順

【NBC攻撃】

核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃をいう。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺害する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

【国民保護法】

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救護に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

【国民保護計画】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

【国民保護業務計画】

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。

【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施する

ことを目的に結成された組織をいう。

【 生活関連等施設 】

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

【 武力攻撃 】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

【 武力攻撃事態 】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

【 武力攻撃予測事態 】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を合わせて「武力攻撃事態等」と定義している。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近接市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、様々なニーズに対応した対策が求められることから、男女共同参画の視点を踏まえるとともに、高齢者、障害者その他特

に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

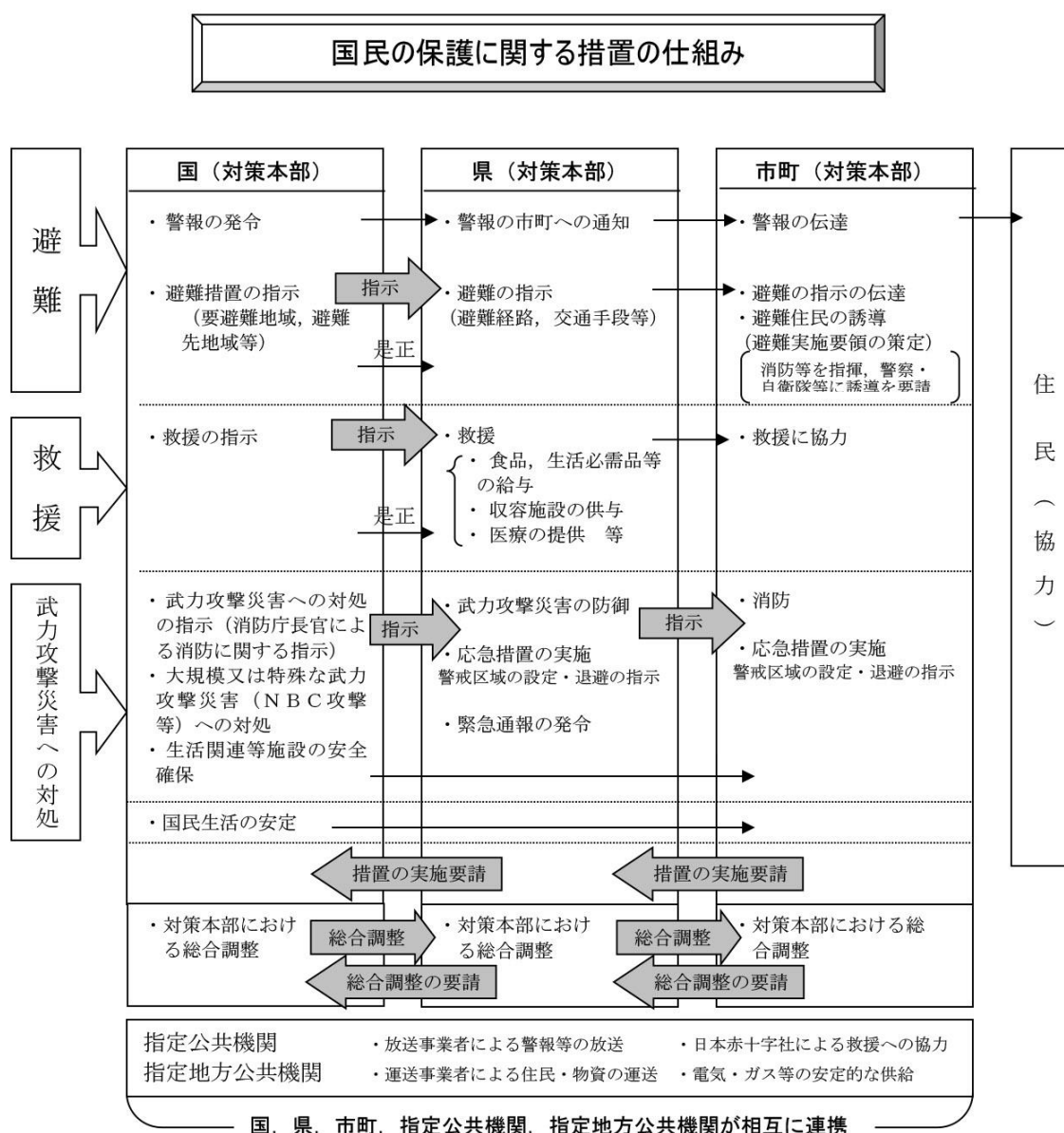
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。



<市の事務>

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

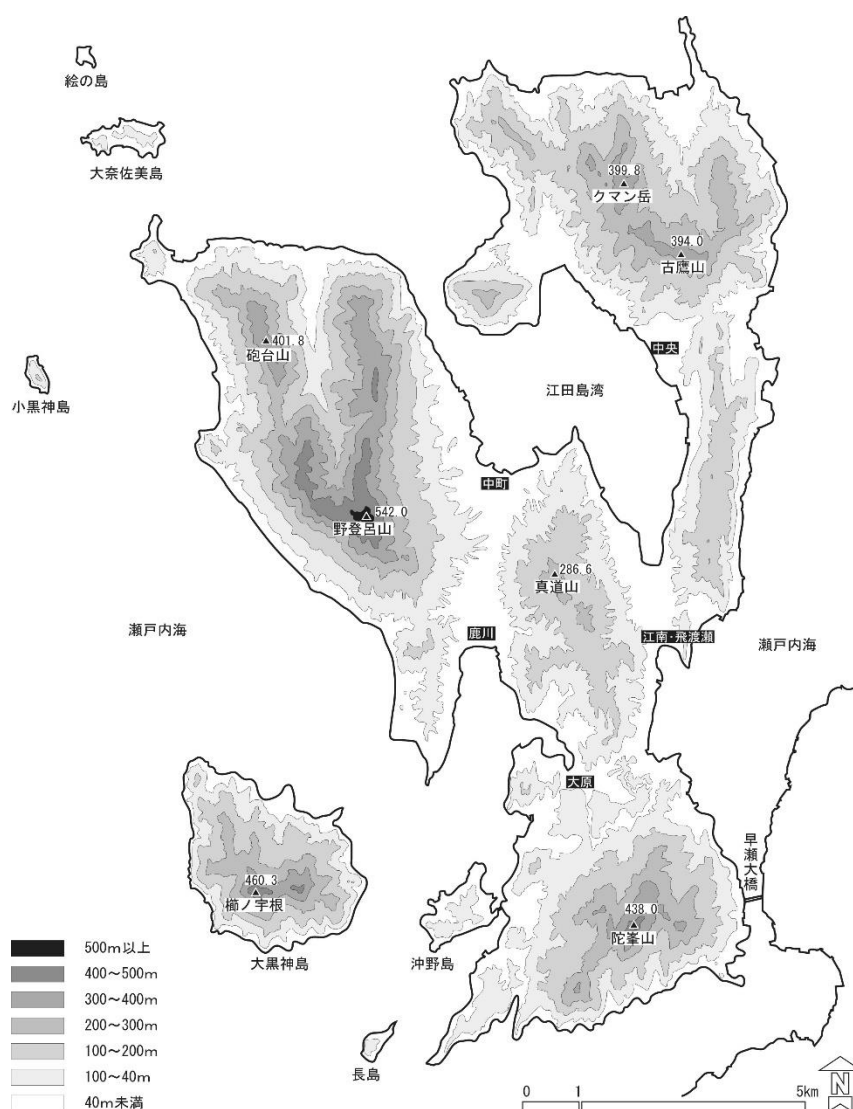
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

市は、広島県南西部の広島湾の南に位置する江田島・能美島とその周辺に点在する島々で構成されており、面積は100.72km²（令和2年国勢調査による。）である。

広島市からは海上約7.5km、呉市からは海上約6kmの位置にあり、呉市とは、音戸大橋（第2音戸大橋）・早瀬大橋の両架橋により結ばれ、実質的に陸続きとなっている。

地形は、標高400mから500mの山を中心とした山地部分が面積の大部分を占めており、平地部分は海岸線に集中している。



(2) 気候

本市の気候は、温暖で四季を通じて晴天が多く、気候的には恵まれている。

過去10年間（平成25(2013)～令和4(2022)年、以下同じ。）の年平均気温は16.8度であり、県下でも温暖な地域に属している。

また、過去10年間の平均降水量は 1,557mmで、広島地方気象台(広島市)の年平均1,754mmよりも少ない。

風が穏やかで、江田島湾は年間を通じて波高0.2mという平静さである。

（本市の気候データは、呉特別地域気象観測所データによる。）

(3) 人口

令和2年国勢調査による江田島市の人口は21,930人で、総世帯数は10,141世帯、人口密度は1km²当たり 217.7人となっている。

町別人口は、江田島町、大柿町、能美町、沖美町の順に多い。

町別高齢者人口も同様であるが、高齢者人口の割合は、沖美町、大柿町、能美町、江田島町の順となっている。

	人 口 (人)	総世帯 (世帯)	1 km ² 当たり 人口 (人)	高齢者人口 (人)	高齢者人口 割合 (%)
江田島町	8,494	3,604	282.0	3,512	41.3
能 美 町	4,560	2,177	275.0	1,908	41.8
沖 美 町	2,763	1,419	100.1	1,403	50.8
大 柿 町	6,113	2,941	230.0	2,749	45.0
計	21,930	10,141	217.7	9,572	43.6

※令和2年国勢調査

(4) 道路の状況

市の道路網は、国道 487号と主要地方道江田島大柿線が南北の軸となり、それとつながって主要地方道高田沖美江田島線、一般県道大君深江線、石風呂切串線などが沿岸部を中心に走り、狭い区間もあるが、島内を周遊できる構成となっている。

市へのアクセスは、国道 487号で呉市から音戸大橋（第2音戸大橋）・早瀬大橋を通るルートにより結ばれている。

市内は、バス路線によって主な港や市街地・集落地が結ばれている。

<一般国道>

番号	路線名	市内の起点	市内の終点
487	一般国道487号	大柿町大君	江田島町切串

<主要地方道>

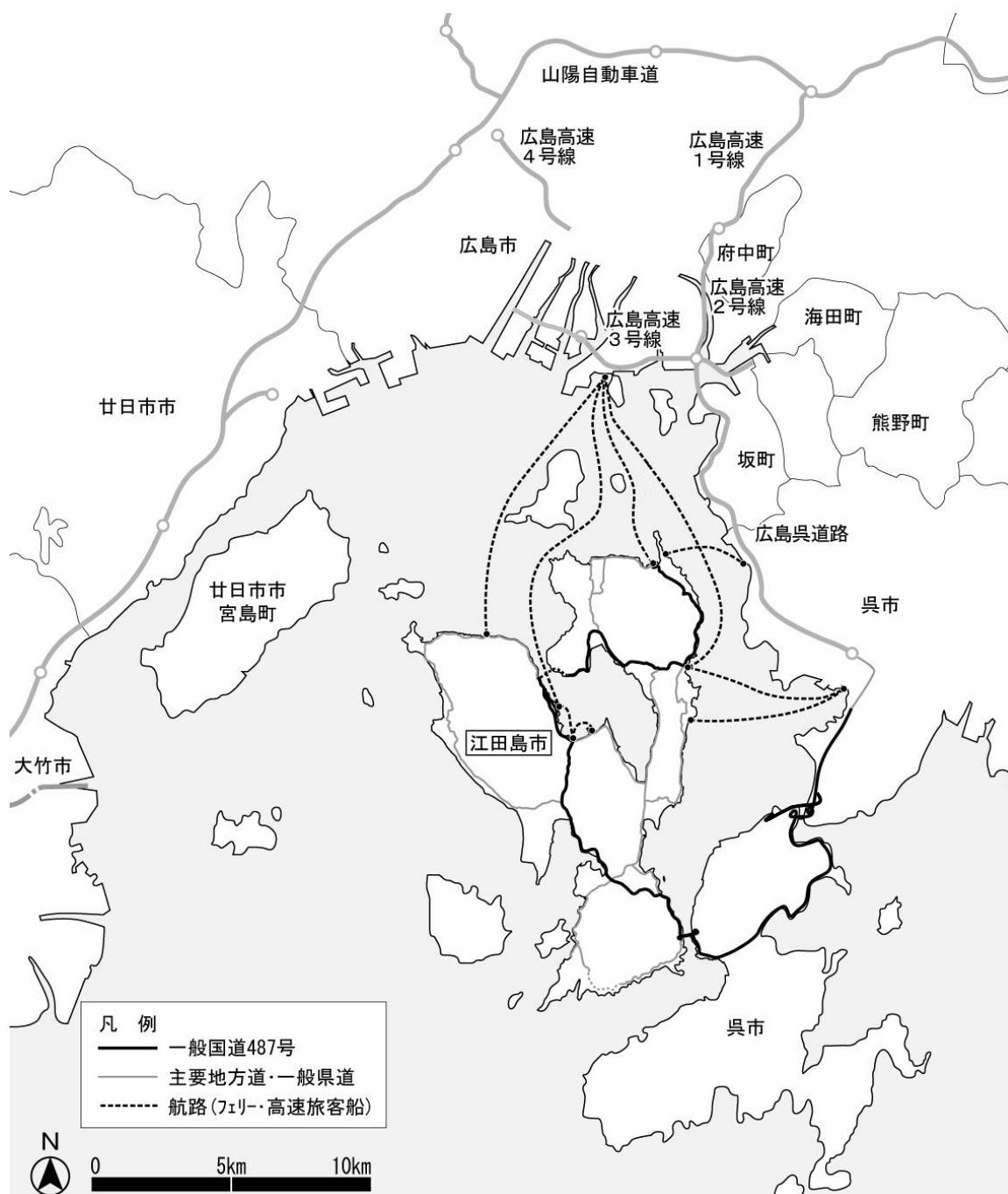
番号	路線名	起点	終点
36	高田沖美江田島線	能美町高田	江田島町江南
44	江田島大柿線	江田島町中郷	大柿町大君

<一般県道>

番号	路線名	起点	終点
121	大君深江線	大柿町大君	大柿町深江
297	石風呂切串線	江田島町石風呂	江田島町切串
298	鷺部小用線	江田島町鷺部	江田島町小用
299	秋月飛渡瀬線	江田島町秋月	大柿町飛渡瀬
300	深江柿浦線	大柿町深江	大柿町柿浦

(5) 港湾の状況

港湾は、市内の各所に10の地方港湾を有し、広島市及び呉市との間に3港湾を利用した航路が開かれ、フェリー、高速艇及び旅客船が運航されている。



<航路運輸実績>

港名	区分	乗込 (人)	上陸 (人)	合計	乗込 (車両)	上陸 (車両)	合計	航路
小用港	フェリー 高速艇 旅客船	566,819	553,844	1,120,663	94,578	87,264	181,842	切串～宇品 天応～切串 小用～宇品 小用～呉 秋月～呉
中田港	高速船	176,898	176,427	353,325	-	-	-	中町～宇品
三高港	フェリー	68,930	65,367	134,297	27,070	25,430	52,500	三高～宇品
総 計		812,647	795,638	1,608,285	121,648	112,694	234,342	

※港湾統計(年報) (令和3年)

<江田島市内港湾概要>

	港湾名	港格	所在地	管理者	係留施設	
1	小用港	地方港湾	江田島町秋月	県	浮棧橋 (-4～-8m)	3基
			〃 小用		浮棧橋 (-4～-8m)	6基
			〃 切串(吹越)		浮棧橋 (-5m)	1基
			〃 切串(西沖)		浮棧橋 (-4～-8m)	2基
2	中田港	〃	能美町中町	〃	浮棧橋 (-1～-10m)	5基
			〃 高田		浮棧橋 (-2～-3m)	5基
3	鹿川港	〃	能美町鹿川	〃	浮棧橋 (-2～-3m)	2基
			大柿町大原・小古江		浮棧橋 (-2.1～-4m)	4基
4	三高港	〃	沖美町三吉	〃	浮棧橋 (-3～-5m)	5基
5	大柿港	〃	大柿町大君	市	浮棧橋 (-2～-3.6m)	2基
6	大須港	〃	江田島町大須	〃	浮棧橋 (-11m)	1基
7	津久茂港	〃	江田島町津久茂	〃		
8	鷺部・矢ノ浦港	〃	江田島町鷺部	〃		
9	鹿田港	〃	沖美町是長(鹿田)	〃	浮棧橋 (-2.5m)	1基
10	内海港	〃	大柿町飛渡瀬	〃	浮棧橋 (-2m)	1基

(6) 自衛隊施設等

自衛隊は、海上自衛隊第1術科学校、幹部候補生学校を始め、第31標的機整備隊、呉弾薬整備補給所、呉造修補給所工作部エアクッション艇整備科等多数の施設が江田島町に集中して所在している。

また、米軍の施設は、在日米陸軍秋月弾薬廠が江田島町に所在している。

(7) その他

- ① 石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域として、江田島町江南地区の一部と能美町鹿川地区の一部が指定されている。

江田島地区には、伊藤忠エネクス(株)江田島ターミナルが特定事業所として立地している。

また、能美地区には、(株)鹿川ターミナルが特定事業所として立地している。

- ② 原子力発電所の状況

市内に原子力発電所は存在しないが、島根県松江市鹿島町に中国電力株式会社島根原子力発電所（市から約154.96km）、愛媛県西宇和郡伊方町に四国電力株式会社伊方発電所（市から約 82.42km）が立地している。



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設、ターミナル港等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次に掲げる業務（準備を含む。）を行う。

なお、担当課、人員配置、役割分担などの詳細は、各部で別に定める。

<各部課における平素の業務>

部名（部長）	課名	平素の業務
共通	-	・ 動員名簿の作成等に関する事。 ・ 所管施設の管理に関する事。
危機管理監 （危機管理監）	・ 危機管理課 ・ 災害対策初動チーム	1 国民保護協議会の運営に関する事。 2 市国民保護対策本部に関する事。 3 国民保護措置の準備に関する事。 4 国民保護に関わる関係機関との連絡調整に関する事。 5 県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、市町との連携体制の整備に関する事。 6 広島県水道広域連合企業団江田島事務所との情報共有や連携、連絡調整等に関する事。 7 情報等の収集・提供等の体制の整備に関する事。 8 住民に対する警報内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 9 避難施設の指定に関する事。 10 国民保護措置の研修、訓練に関する事。 11 特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付等に関する事。

部名（部長）	課名	平素の業務
総務部 (総務部長) (会計管理者)	・総務課 ・財政課 ・選挙管理委員会事務局 ・会計課	1 庁舎、公有財産の管理、運用、調査に関する事。 2 職員の服務、給与に関する事。 3 国民保護措置関係予算その他財務に関する事。 4 職員の動員、派遣要請、受入れに関する事。 5 災害関係会計事務に関する事。 6 I T関係機器の管理・保全に関する事。 7 データのバックアップに関する事。
企画部 (企画部長)	・企画振興課 ・政策推進課	1 職員の給食等の確保に関する事。 2 避難住民の運送に関する事。 3 広報に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。
市民生活部 (市民生活部長)	・市民生活課 ・人権推進課 ・税務課 ・地域支援課 ・市民センター ・支所 ・監査委員事務局 ・公平委員会事務局 ・固定資産評価審査委員会	1 安否情報の収集体制の整備に関する事。 2 廃棄物（し尿を含む。）処理に関する事。 3 外国人に対する広報、避難、救援に関する事。 4 自主防災組織等（自治会等を含む。）管内団体及び関係機関との連絡調整に関する事。 5 住宅調査に関する事。 6 避難所の設置及び運営に関する事。
福祉保健部 (福祉保健部長)	・社会福祉課 ・保健医療課 ・高齢介護課 ・子育て支援課	1 要配慮者の避難・保護に関する事。 2 日赤その他関係機関との連絡調整に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事。 5 認定こども園児等の避難・保護に関する事。 6 ボランティア等支援に関する事。
産業部 (産業部長)	・農林水産課 ・交流観光課 ・農業委員会事務局	1 産業部所管施設の警戒等の予防対策に関する事。 2 農林・水産・商工関係団体との連絡体制の整備に関する事。 3 衣料、寝具その他生活必需品等物資の調達体制の整備に関する事。
土木建築部 (土木建築部長)	・建設課 ・都市整備課 ・下水道課	1 道路・河川、海岸、砂防等の保全及び対策に関する事。 2 港湾施設の保全及び対策に関する事。 3 公園緑地施設の保全及び対策に関する事。 4 下水道施設の保全及び対策に関する事。 5 市営住宅に関する事。 6 土木関係災害対策資材及び機械の調達に関する事。 7 建設業協会等との連絡調整に関する事。 8 災害復旧に関する事。 9 河川・水路及びポンプ場の管理に関する事。

部名（部長）	課名	平素の業務
教育部 (教育部長)	・学校教育課 ・生涯学習課 ・学校給食共同調理場 ・大柿自然環境体験学習交流館	1 児童生徒の避難に関すること。 2 学校教育施設の警戒等の予防対策に関すること。 3 教職員の動員調整に関すること。 4 応急教育に関すること。 5 社会教育施設の警戒等の予防対策に関すること。 6 学校給食施設及び共同調理場施設における炊き出しに関すること。 7 災害による応急施設としての公民館の使用並びに避難所の開設及び運営の協力に関すること。
消防部 (消防長)	・消防本部 総務課 予防課 警防課 ・江田島消防署 ・江田島市消防団	1 武力攻撃災害への対処に係る体制整備に関すること（救急・救助を含む。）。 2 危険物質及び石油コンビナートの保安対策に関すること。 3 特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付等に関すること。 4 住民の避難誘導の体制整備に関すること。 5 情報収集、提供体制の整備に関すること。 6 装備、資機材の整備に関すること。 7 行方不明者等の搜索の協力に関すること。 8 安否情報の収集の協力に関すること。
議会部 (議会事務局長)	・議会事務局	1 議会議員との連絡調整に関すること。

※国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集人員】

体制	参集人員
国民保護担当室 (注意体制)	・危機管理課職員が参集
国民保護対策連絡室 (警戒本部体制)	・原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部体制	・全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	・市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		国民保護担当室 (注意体制)
	・市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		国民保護対策連絡室 (警戒本部体制)
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	・市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	国民保護担当室 (注意体制)
		・市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	国民保護対策連絡室 (警戒本部体制)
	・市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		対策本部

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、携帯電話を携帯する等、電話、メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の服務基準

市は、体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠場所等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との密接な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民への消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

更に、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

救済に係る窓口は、国民保護措置の実施に伴う命令、要請などを担当する部課が行う。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	市が実施する国民保護措置に係る処分、要請等
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1項・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(注)「法」とは、国民保護法をいう。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、関係する指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市域の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び住民自治組織等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団と市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された中国地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報内容の伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 被災現場の状況を県防災ヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、市対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 情報通信機器等の活用

(1) 全国瞬時警報システム（J - ALERT）

市は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃等に係る警報を迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

(2) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

総合行政ネットワーク（LGWAN・インターネット）を利用した、緊急情報の双方向通信システムである、「緊急情報ネットワークシステム」（Em-Net）の安定使用を図り、国（内閣官房）から国民保護関連情報を収集する。

(3) 防災行政無線

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報内容の伝達等に必要となる防災行政無線の運用・管理に努める。

(4) 広島県総合行政通信網無線電話（衛星電話）

市は、広島県総合行政通信網無線電話を活用し、関係機関との通信を確保する。

3 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、県知事から警報内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解

が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、外国人労働者を雇用している事業所等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する（その際、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、外国人労働者を雇用している事業所等と十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

(2) 防災行政無線の運用等

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報内容の伝達等に必要となる防災行政無線を活用するとともに運用・管理に努める。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報内容の通知を受けたときに迅速に警報内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、港、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、民間事業者が、警報内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、円滑な安否情報の収集、整理及び提供に努める。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール、FAX、電話等を利用する。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて報告、又は安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民及び負傷した住民<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む。）⑥ 国籍（ただし、報告は、日本国籍を有しない者に限る。）⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者への回答の希望⑬ 知人への回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）<ol style="list-style-type: none">⑮ 死亡の日時、場所及び状況⑯ 遺体が安置されている場所⑰ 連絡先その他必要情報⑱ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安

否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

様式第 1 号

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第94条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの 照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

[illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

5 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集及び整理、県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 江田島市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (2) 発生場所 江田島市△△町A丁目B番C号 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要 3 人的・物的被害状況							
市 名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
	死 者 (人)	行方 不明者 (人)	負 傷 者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市 名	年 月 日	性 別	年 齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、全国市町村国際文化研究所、市町村職員中央研修所、県自治総合研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近接市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、住民自治組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、住民自治組織、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼び掛け、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、港、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画等に準じて警報内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

＜市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料＞

- ・市及び広域的地図
- ・輸送力のリスト（バス等の公共交通機関の保有するデータなど）
- ・市域の道路網のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・避難施設のリスト
- ・生活関連等施設のリスト
- ・住宅地図
- ・人口分布、世帯数のリスト
- ・自治会、自主防災組織等連絡先・関係機関（国、県、市町等）の連絡先一覧
- ・避難行動要支援者名簿

(2) 近接する市町との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。また、大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や県が行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 電気通信事業者との調整

市は、避難住民及び武力攻撃災害による被災者のための通信手段を臨時に確保するため、その条件等について、あらかじめ電気通信事業者と調整しておく。

(4) 医療の実施要請方法等

市は、避難住民等に円滑に医療を提供するため、医療救護班の派遣要請など、医療機関等に対し適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定めておく。この場合において、関係医療機関等の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

<輸送力に関する情報>

- ① 保有車輛等(定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

<輸送施設に関する情報>

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 船舶による全住民の避難について

市は、全住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、県及び指定地方公共機関との連携協力に努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

- ① 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ② 想定される避難先までの輸送経路
- ③ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- ④ 島内にある港湾等までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等の取扱所	（所管省庁は次表のとおり。）

【危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医療品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市が管理する公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市が管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替水源、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 注意体制の立ち上げ

(1) 立ち上げの基準

危機管理監は、次の場合に国民保護担当室（注意体制）を立ち上げる。

- ① 事態認定前に、他の市町で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生し、危機管理監が設置の必要があると認めた場合
- ② 事態認定後に、市対策本部設置に係る指定の通知はないが、危機管理監が設置の必要があると認めた場合
- ③ 国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があり、危機管理監が設置の必要があると認めた場合

(2) 情報収集の実施

参集した職員は、県等を通じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を市長等に迅速に報告し、適宜指示を受ける。

(3) 情報の分析、共有化等

危機管理監は、必要に応じ、収集した情報の分析を行うとともに、部課間の情報の共有化、連絡調整などを行う。

(4) 国民保護対策連絡室（警戒本部体制）等への移行

警戒本部体制へ移行する場合は、注意体制を廃止する。また、地域防災計画に定

める体制に移行する場合や市危機管理指針に定める事件、事故等の対応体制に移行する場合も、同様とする。

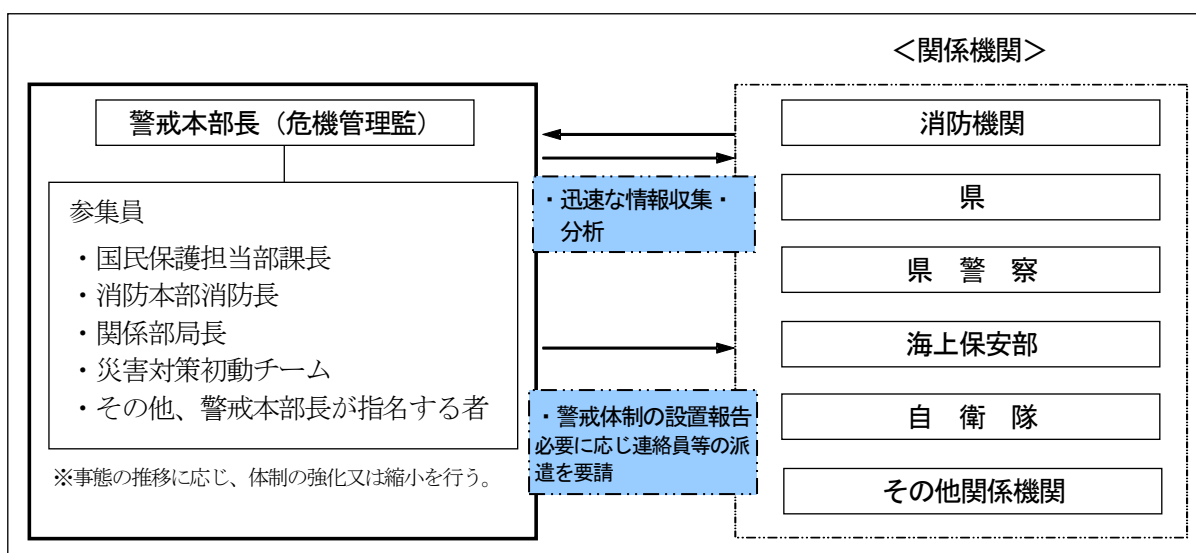
2 警戒本部体制の立ち上げ

(1) 設置の基準

市長は、次の場合に国民保護対策連絡室（警戒本部体制）を設置する。

- ① 事態認定前に、他の市町又は市域内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生し、市長が設置の必要があると認めた場合
- ② 事態認定後に、市対策本部設置に係る指定の通知はないが、市長が設置の必要があると認めた場合
- ③ 国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があり、市長が設置の必要があると認めた場合

【警戒本部体制の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告するものとする。
消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

(2) 県等への連絡及び情報収集

「国民保護対策連絡室（警戒本部体制）」を設置したときは、直ちに県等に連絡するとともに、発生した事案に係る情報収集に努める。また、収集した情報を、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等に迅速に提供する。

(3) 初動措置の確保

市は、「国民保護対策連絡室（警戒本部体制）」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域若しくは消防警

戒区域の設定又は救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(5) 対策本部への移行に要する調整

「国民保護対策連絡室（警戒本部体制）」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護対策連絡室（警戒本部体制）」は廃止する。

また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当室（注意体制）を立ち上げ、又は国民保護対策連絡室（警戒本部体制）を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、設置する場合の手順や市対策本部の組織等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に国民保護対策連絡室（警戒本部体制）を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

③ 市対策本部の組織

市対策本部の本部長、副本部長及び本部員は、次のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、危機管理監、教育長
本部員	各部（局）長、消防長

④ 職務代理者

本部長が不在又は事故により指揮を執ることが困難な場合は、副本部長がその職務を代理するものとし、その順位は、次のとおりとする。

第1位	副市長
第2位	危機管理監
第3位	教育長

⑤ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部職員は、市対策本部員等に対し災害時の緊急連絡網等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

また、市危機管理指針に基づき定めた部局等の連絡責任者に対し、市対策本部が設置された旨等を連絡し、迅速な職員の動員及び体制の整備を図る。

⑥ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎 4 階会議室に市対策本部を開設するとともに、各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。

⑦ 交代要員等の確保

市は、地域防災計画に定める防災に関する体制を活用し、職員の交代要員の確保、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠場所の確保等を行う。

⑧ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、県知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【市対策本部設置施設】

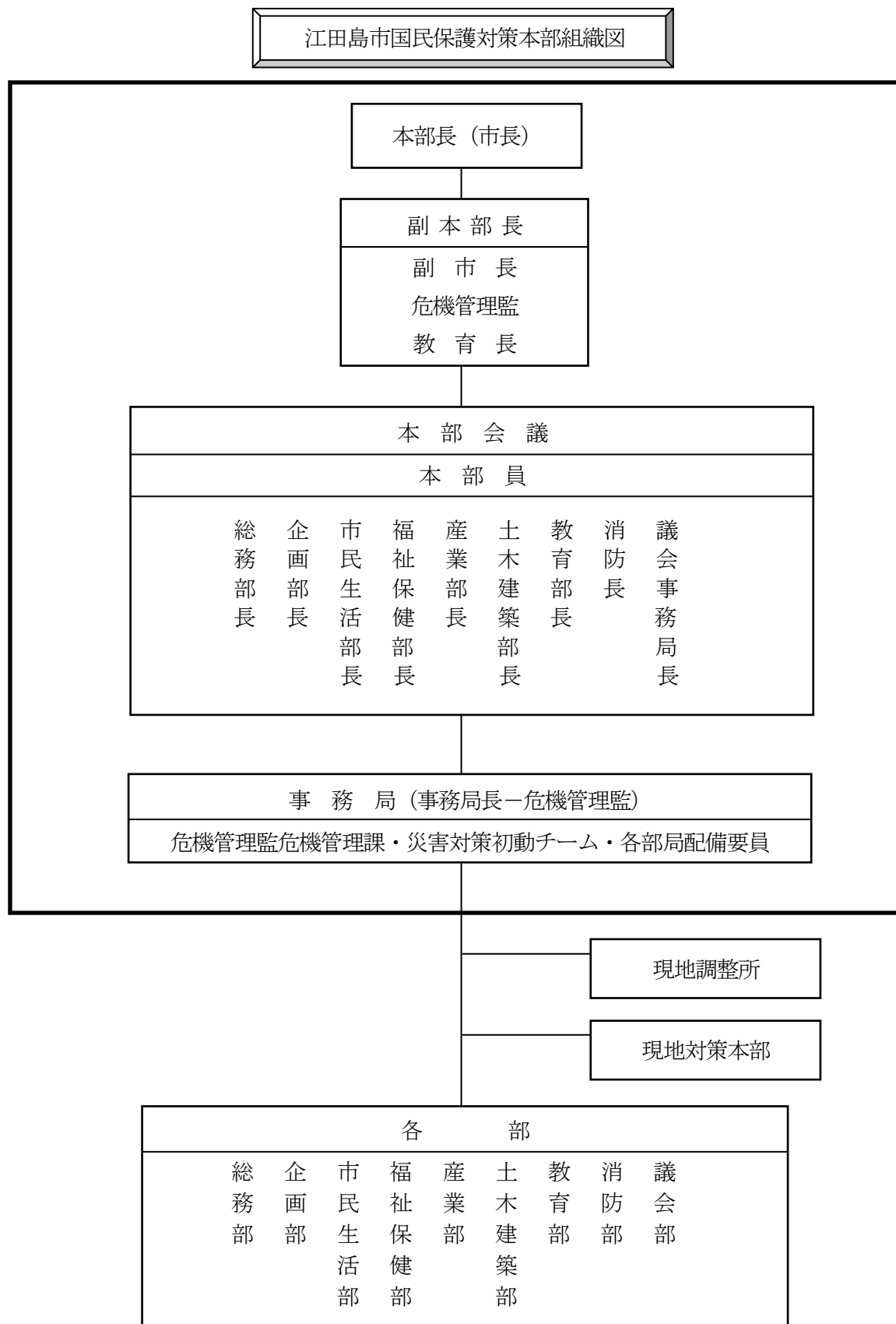
	名称	所在地	電話番号
原則設置施設	市役所本庁舎	江田島市大柿町大原505	0823-43-1111
代替設置施設 1	消防庁舎	江田島市江田島町鷺部2-17-5	0823-40-0119
代替設置施設 2	江田島市民センター	江田島市江田島町中央 1-1-1	0823-42-1111
代替設置施設 3	能美市民センター	江田島市能美町中町4859-9	0823-40-2777

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成は、次のとおりとする。



【市対策本部事務局機能の編成】

	機 能
総括担当	・市対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策担当	・市が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信担当	・以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報担当	・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務担当	・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

(4) 市の各部課における武力攻撃事態における業務

各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次に掲げる業務を行う。

なお、担当課、人員配置、役割分担などの詳細は、各部で別に定める。

<各部課における武力攻撃事態における業務>

部名(部長)	課名	武力攻撃事態等における業務
共通	-	・動員名簿の作成等に関すること。 ・所管施設の安全確保及び復旧に関すること。 ・本部との調整に関すること。 ・その他特命に関すること。
危機管理監 (危機管理監)	・危機管理課 ・災害対策初動チーム	1 市国民保護対策本部に関すること。 2 国民保護措置に関すること。 3 国民保護に関わる関係機関との連絡調整に関すること。 4 避難実施要領の策定に関すること。 5 県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、市町との連携に関すること。 6 広島県水道広域連合企業団江田島事務所との情報共有や連携、連絡調整等に関すること。 7 住民に対する警報内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 8 特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付等に関すること。

部名(部長)	課名	武力攻撃事態等における業務
総務部 (総務部長) (会計管理者)	・総務課 ・財政課 ・選挙管理委員会事務局 ・会計課	1 通信手段の確保に関する事。 2 本部長・副本部長の参集確認に関する事。 3 本部員及び職員の参集状況の把握及び応急対策要員の確保に関する事。 4 職員の動員調整に関する事。 5 住民への広報に関する事。 6 データのバックアップに関する事。 7 災害対策用車両の調達、確保に関する事。 8 避難所の開設及び運営の協力に関する事。 9 関係経費の出納に関する事。
企画部 (企画部長)	・企画振興課 ・政策推進課	1 マスコミ対応に関する事。 2 職員の給食等の確保に関する事。 3 避難住民の輸送に関する事。
市民生活部 (市民生活部長)	・市民生活課 ・人権推進課 ・税務課 ・地域支援課 ・市民センター ・支所 ・監査委員事務局 ・公平委員会事務局 ・固定資産評価審査委員会	1 安否情報の収集に関する事。 2 炊き出しに関する事。 3 廃棄物（し尿を含む。）処理に関する事。 4 防疫活動に関する事。 5 住宅被害調査に関する事。 6 自主防災組織等（自治会等を含む。）との連絡調整に関する事。 7 避難所の設置及び運営に関する事。
福祉保健部 (福祉保健部長)	・社会福祉課 ・保健医療課 ・高齢介護課 ・子育て支援課	1 要配慮者の避難・保護に関する事。 2 福祉避難所に関する事。 3 避難所の開設及び運営の協力に関する事。 4 日赤その他関係機関との連絡及び医療班の派遣要請に関する事。 5 医療・医薬品等の供給に関する事。 6 認定こども園児等の避難・保護に関する事。 7 ボランティアの受入れに関する事。
産業部 (産業部長)	・農林水産課 ・交流観光課 ・農業委員会事務局	1 産業部所管施設の点検・整備及び復旧に関する事。 2 農林・水産・商工関係団体との連絡に関する事。 3 衣料、寝具その他生活必需品等物資の調達に関する事。 4 避難所の開設及び運営の協力に関する事。

部名(部長)	課名	武力攻撃事態等における業務
土木建築部 (土木建築部長)	・建設課 ・都市整備課 ・下水道課	1 道路・河川、海岸、砂防等の保全及び対策に関する こと。 2 港湾施設の保全及び対策に関すること。 3 公園緑地施設の保全及び対策に関すること。 4 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 5 市営住宅に関すること。 6 土木関係災害対策資材及び機械の調達に関すること。 7 建設業協会等との連絡調整に関すること。 8 災害復旧に関すること。 9 河川・水路及びポンプ場の被害状況調査に関する こと。 10 道路障害物の除去に関すること。 11 下水道施設の被害調査及び状況把握に関すること。
教育部 (教育部長)	学校教育課 生涯学習課 学校給食共同調理場 大柿自然環境体験学 習交流館	1 児童生徒の避難に関すること。 2 学校教育施設の点検・整備及び復旧に関すること。 3 避難所の設置及び運営の協力に関すること。 4 社会教育施設の点検、整備及び復旧に関すること。 5 炊き出しに関すること。
消防部 (消防長)	・消防本部 ・総務課 ・予防課 ・警防課 ・江田島消防署 ・江田島市消防団	1 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を 含む。）。 2 危険物質及び石油コンビナートの保安対策に関する こと。 3 特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付等に関する こと。 4 住民の避難誘導に関すること。 5 消防団活動に関すること。 6 行方不明者等の捜索に関すること。 7 安否情報の収集の協力に関すること。
議会部 (議会事務局長)	議会事務局	1 議会議員との連絡調整に関すること。 2 議会用車両の確保に関すること。

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供に努めるとともに、相談窓口を設置する等、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報担当者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報担当者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームペー

ジ等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(6) 市現地対策本部の設置

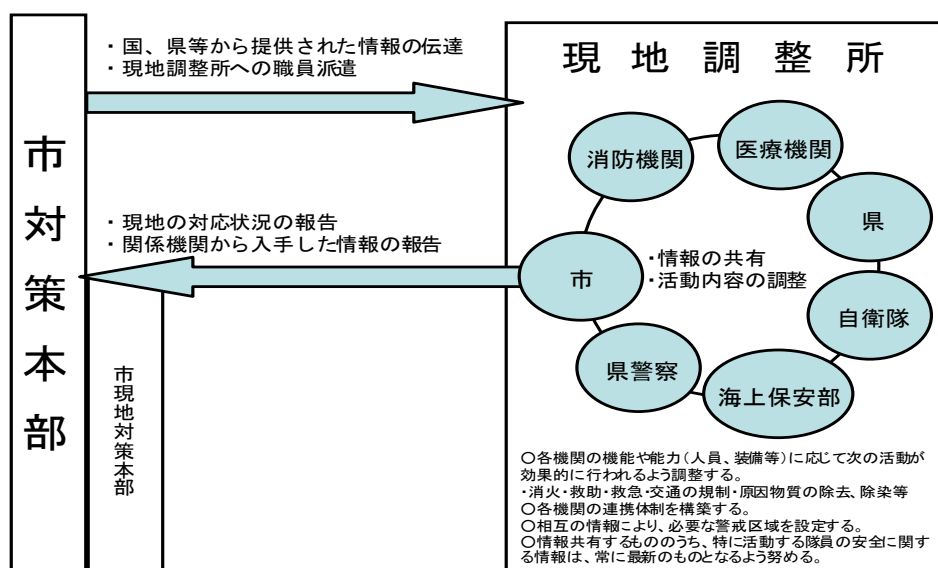
本部長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(8) 本部長の権限

本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市域内の国民保護措置に関する総合調整

本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。その場合、市議会に、対策本部を廃止した旨を連絡する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、防災行政無線、デジタル簡易無線機、消防救急デジタル無線、総合ネットワーク（L GWAN）、インターネット、衛星携帯電話、加入電話などの利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、住民の避難が必要な地域「要避難地域」、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。また、情報通信手段の確保に当たっては、必要に応じ、アマチュア無線、タクシー会社の無線通信設備等の活用について協力を求める。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省中国総合通信局及び県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催した場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関（以下「県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

(2) 県知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置

の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて広島地方協力本部長又は市協議会の委員である自衛隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては呉地方総監、航空自衛隊にあつては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊等並びに防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び県知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊と、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町等への応援の要求

① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示すると

もに、県に届け出る（県への届出は、県に委託した場合を除く。）。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1) の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1) の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報内容の伝達、自主防災組織や住民自治組織の会長

等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織や住民自治組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民や企業等からの救援物資について、受入れを希望する物を把握し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報内容を迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報内容の伝達等

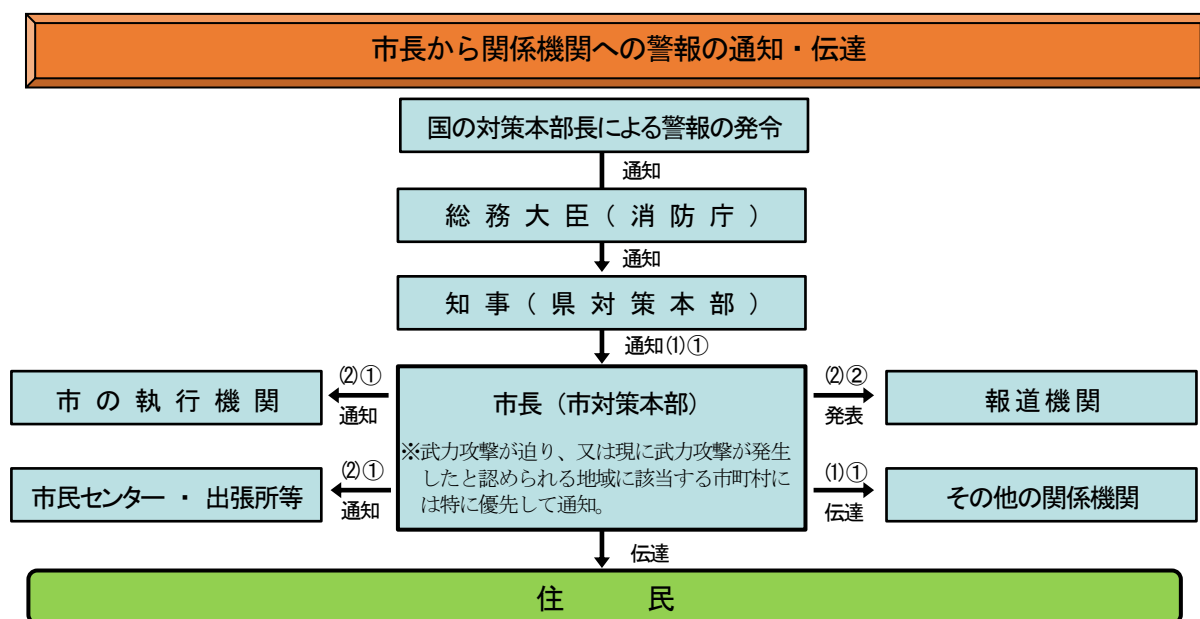
(1) 警報内容の伝達

市は、県から警報内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、住民自治組織、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院など）に警報内容を伝達する。

(2) 警報内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、認定こども園など）に対し、警報内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.etajima.hiroshima.jp/>）に警報内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



- ※ 市長は、ホームページ（<http://www.city.etajima.hiroshima.jp/>）に警報の内容を掲載
- ※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報内容の伝達方法

- (1) 警報内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により原則として以下の要領により情報を伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載を始めとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

③ 防災行政無線による伝達以外にも広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、住民自治組織等への協力依頼などの方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

また、国からの国民保護関連情報を住民に対して迅速に警報を通知伝達するため、市防災情報メール・緊急速報メール（ドコモ・KDD I・ソフトバンク・楽天モバイル）の活用を図る。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用して巡回等による伝達を行い、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、住民自治組織、避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は、警報の発令の場合と同様とする。）。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

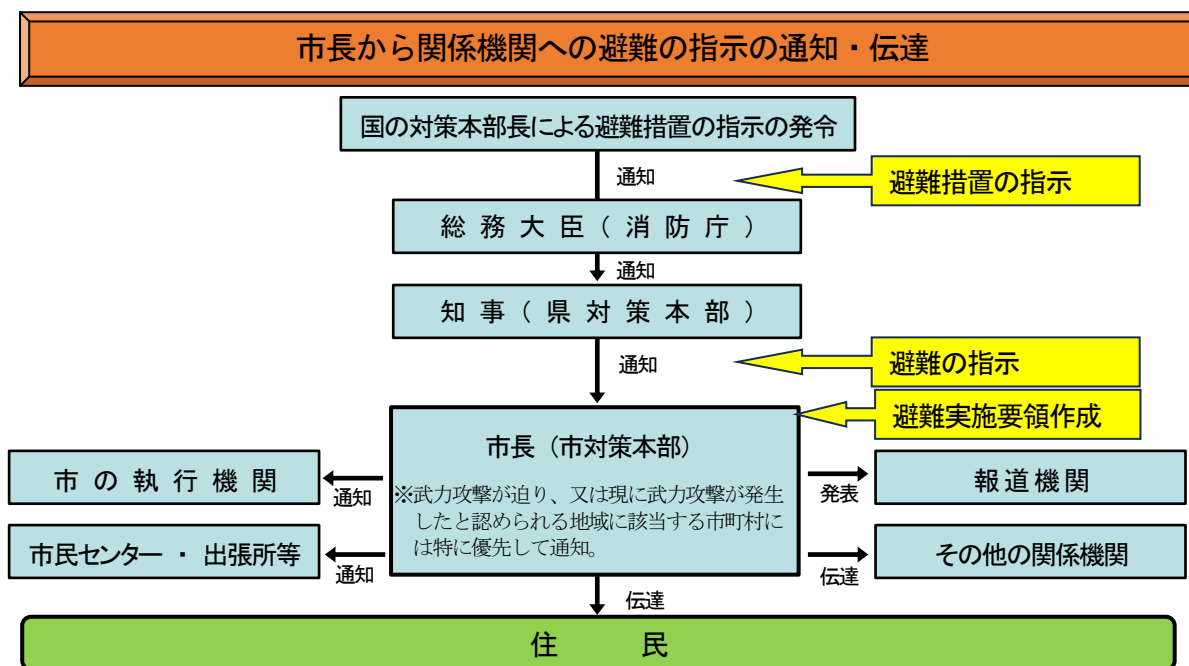
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、県知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※避難の指示の流れについては、下図のとおり。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項・ その他避難の実施に関し必要な事項 |
|---|

(2) 避難実施要領に記載する項目

市長は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるよう、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準に沿った項目を避難実施要領において定める。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書にするなど、簡潔な内容のものとする場合もある。

【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）のケースごとに把握）
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

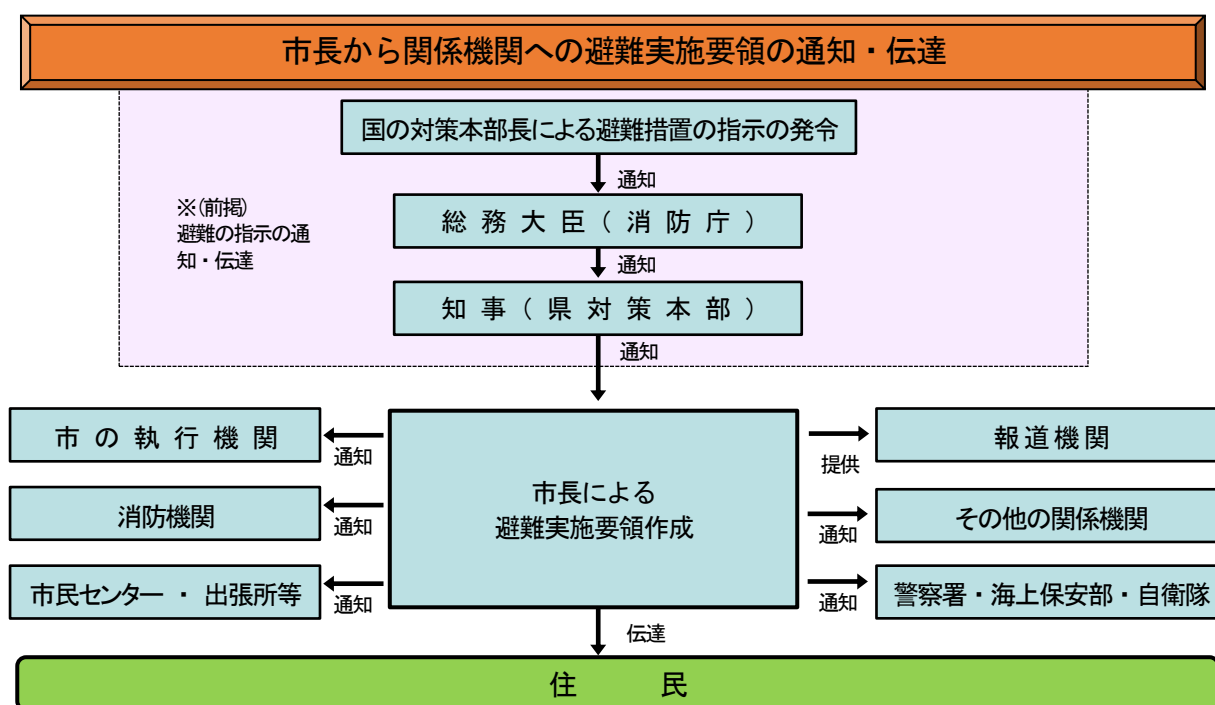
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

※避難実施要領の通知・伝達の流れについては、下図のとおり



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、住民自治組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図るとともに、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主

防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や住民自治組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食料の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食料の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、市の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模施設等における避難

市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じて、当該施設等に滞在する者等についても避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員

と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、避難住民からの相談に対応するなど、避難住民の不安の軽減に努める。

また、避難に伴う混雑等により避難住民に危険な事態が発生する恐れがある場合には、基本的人権を守るという認識の下、必要な指示や警告を行う。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食品、飲料水、医療等が不足する場合には、県知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、警察官による避難住民の誘導の要請が他の市と競合する場合等においては、県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

さらに、県知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の輸送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

この場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(15) 地域特性等に応じた避難に当たっての留意事項

① 船舶による住民避難

ア 島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のため、輸送力の確保に努める必要があることから、県知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとされている。

- ・避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・現在確保が見込める輸送手段、今後不足する輸送手段の見込み

イ 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、県知事は、市町と連携しながら関係する運送事業者と連絡をとり、輸送に係る個別の調整を行うものとされている。

ウ この場合において、県は、市町と連携しながら、輸送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの輸送手段、輸送経路等）を定めるものとされている。

このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

② 半島地域であることを踏まえた住民の避難

市は、全体が島により構成されているが、早瀬大橋、音戸大橋（第2音戸大橋）により実質的に陸続きとなっており、地形的に半島地域の形状をなしている。

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、半島地域における住民の避難については、県知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、関係県警察の意見を聴いた上で自家用車等を交通手段として示すことができるものとされている。

このため、市では、これを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

③ 自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域の住民の避難

自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び輸送手段の確保に当たっては、県は、国や市町と平素から密接な連携を図ることとされている。また、武力攻撃事態等において、県、市町が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとされており、県は、この調整に基づき必要な措置を講ずるものとされている。

このため、市では、これらを踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

④ NBC攻撃の場合の住民の避難

県知事はNBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うこととされている。さらに、国の対策本部長は攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、県知事は当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとされている。

このため、市では、これらを踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

(16) 武力攻撃事態の類型に応じた避難に当たっての留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

この際、可能な限り近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することが必要となる。

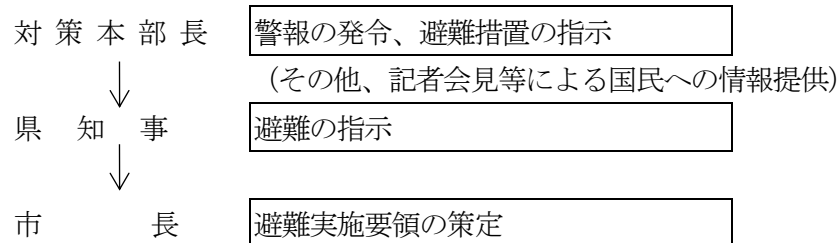
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に一人一人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとするとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要が

ある。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、住民を要避難地域の外に避難させることが必要となる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適切な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、一人ひとりがその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

着上陸侵攻及び航空攻撃の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

市長は、県知事から通知があったときは、関係機関の協力を得て救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について必要な事項を以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 食料・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して国等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、県知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の輸送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の輸送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

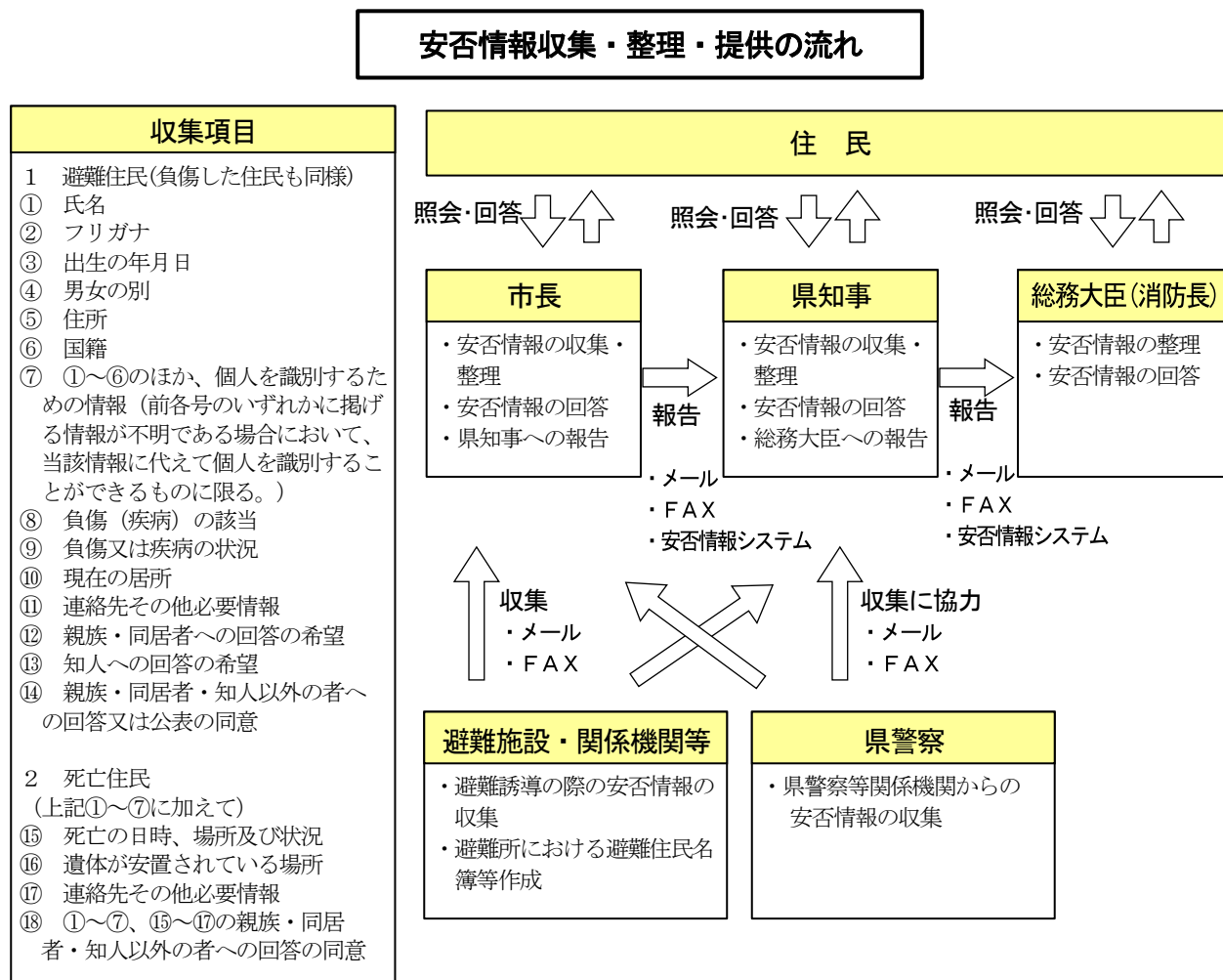
市長は、県知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告し、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール（安否情報システム）で県に報告する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号の安否情報照会書に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の身分証明書、住所市町が保有する住民基本台帳と照合するこ

と等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報の保有及び整理をしている場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号の安否情報回答書により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か又は武力攻撃災害により死亡し、若しくは負傷しているか否かの別を回答する。

ア 市は、照会があつた場合に、当該照会が不当な目的によるものと認められる場合又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認められる場合を除き、避難住民に該当するか否か又は武力攻撃災害により負傷し、若しくは死亡した住民に該当するか否かを回答する。

イ 市は、避難住民に該当するか否か又は武力攻撃災害により負傷し、若しくは死亡した住民に該当するか否かに加え、さらに詳細な個人情報については、照会の対象となる者の同意（死亡した住民にあつては、原則として、配偶者又は直近の直系親族による。）があるとき、又は公益上特に必要があると認められるときに限り回答する。

- ② 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社広島県支部の要請があつたときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

様式第4号

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申 請 者 住所 (居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日 殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長) 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国、県等の関係機関と連携して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 県知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 県知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、屋外での移動に危険が生じるため、速やかに近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- ・「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、速やかに〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が

ない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送機関に対してその内容を発表する。また、退避の指示の内容等について、県知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保を図る。

- ② 市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判

断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に周知を図る。また、放送機関に対してその内容を発表する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との間で情報共有を行うとともに、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する市職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備若しくは物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他

必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保を図りながら、消火・救助及び救急活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防職員は、その装備、資機材、技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行う。

また、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみでは対処できないと判断した場合は、県知事又は他の市町の長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3) による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日総務大臣通知）及び「緊急消防援助隊運用要綱」（平成16年3月26日消防庁長官通知）に基づき、県知事を通じ、又は必要に応じて直接に消防庁長

官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合又は消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 被災地以外の市長は、県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場におい

ては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- ⑤ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、情報提供、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様の支援とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、必要に応じ、県警察、海上保安部、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

<危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置>

対 象	措 置
消防法第2条第7項の危険物 (同法第2条の4の指定数量以上のものに限り)であり、製造所、貯蔵所又は取扱所又は取り扱われているもの	・ 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所又は取扱所若しくは取扱所の使用を停止すべきことを命じ、又はその使用を制限すること。 (消防法第12条の3)
	・ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (国民保護法第103条第3項第2号)
	・ 危険物質の所在場所の変更又はその廃棄 (国民保護法第103条第3項第3号)
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物 (同条第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の1第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱う者に限り)であり、毒物及び劇物取扱法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により本市が登録権限を有するものに限り。)	・ 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (国民保護法第103条第3項第1号)
	・ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (国民保護法第103条第3項第2号)
	・ 危険物質の所在場所の変更又はその廃棄 (国民保護法第103条第3項第3号)
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類 (製造については、火薬又は爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造する者又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する加工品のみを製造する製造所に係るものに限り。また、運搬に係るもの及び消費については、火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受けるものを除く。)	・ 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 (火薬類取締法第45条第1号)
	・ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 (火薬類取締法第45条第2号)
	・ 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 (火薬類取締法第45条第3号)
	・ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。 (火薬類取締法第45条第4号)
高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス (同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	・ コンビナート等保安規則(昭和61年12月13日通商産業省令第88号)第1条に係る第1種製造者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、 ① 製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 ② 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 (高圧ガス保安法第39条)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、(1) の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

隣県の原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における周囲への影響に鑑み、次の場合、県では、関係機関に通知するとともに、関係機関と連携し、モニタリングの実施等、必要な措置を講ずることとされている。

このため、市は、県から通知などがあった場合、必要な措置を講ずるものとする。

また、この場合において、当該措置を講ずる者の安全の確保に配慮する。

- (1) 隣県における、武力攻撃原子力災害の発生を覚知した場合
- (2) 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放射性物質等の放出のおそれに関する原子力防災管理者からの通報又は指定行政機関の長からの通知を受けた場合

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、

海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、県知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、当該事項を当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）にできる限り速やかに通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員には防護服等を着用させるなど安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、収集した被災情報については、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市は、第1報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、県等と連携し、避難住民等が生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断、消毒等の措置を構ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、県と連携し、避難住民等の食中毒等の発生を防止するため、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、県、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）と連携し、避難住民等の感染症等の防止をするため、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、広島県水道広域連合企業団江田島事務所等と連携し、水道施設の被害状況の把握を行う。また、水道事業者等と連携し、飲料水の確保、給水活動を行い、これが困難なときには、県に対して応援を要請する。

(5) 栄養指導対策

市は、県と連携し、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成等）を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市への応援等に係る要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会は、文化庁長官が行う所有者等に対する命令・勧告を県教育委員会が告知する場合、これを伝達する。
- ② また、所有者等から文化庁長官に対する支援の求めがあった場合、速やかにその旨を県教育委員会に連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

市教育委員会は、文化庁長官及び文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う措置の施行に協力する。

(3) 県重要文化財等に関する勧告の伝達

市教育委員会は、県の重要文化財等に関し、県教育委員会が武力攻撃災害による被害を防止するために所有者等に対し必要な措置を勧告する場合には、速やかに当該勧告を伝達する。

(4) 市指定文化財の取扱いについて

市教育委員会は、市重要文化財等が武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、江田島市文化財保護条例第5条の規定に基づき、所有者等に対し、所在場所の変更、管理方法の改善その他管理に関し必要な指示をすることができる。

(5) 文化財の被災情報の報告等

文化財の所有者等は、その所有し、又は管理する文化財が被災した場合には、速やかに市に被災状況を報告する。

市は、上記の報告を受けたときは、被災した文化財の被害拡大を防止するため、所有者等に対し、必要な応急措置を実施するように指示するとともに、重要文化財等及び県重要文化財等については、県教育委員会に被災状況を報告する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、物価の安定、生活基盤等の確保を図ることが重要であり、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資（国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務をいう。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請、請求等の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 雇用の確保

市は、厚生労働省が実施する職業紹介等を始めとする被災地における雇用に関する施策と連携し、雇用の確保に関し必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 被災証明の発行

市は、武力攻撃災害により被害を受けた者がある場合は、必要に応じ、地域防災計画の定めに準じて、武力攻撃災害に被災したことを証明する書類を発行する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者等と連携し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

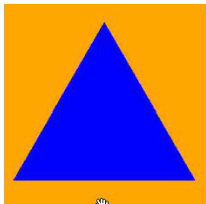
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

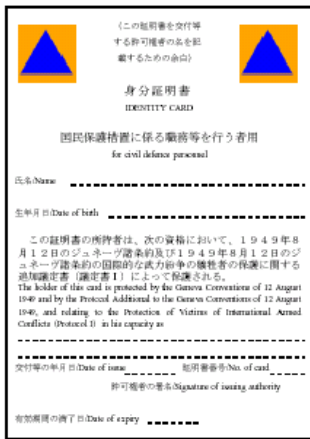
③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

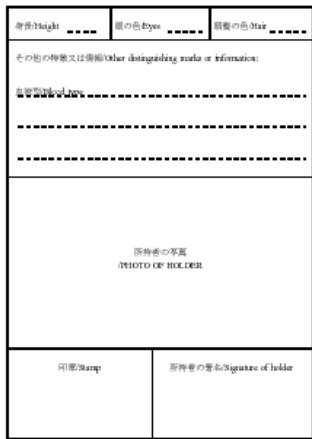


(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面



裏面



(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防

国第30号国民保護室長通知)を参考。))。

① 市長

- ・国民保護措置に係る職務を行う市職員（消防職員を除く。）
- ・消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・国民保護措置の実施に協力する者

② 消防長

- ・国民保護措置に係る職務を行う消防職員
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・国民保護措置の実施に協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省中国総合通信局及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路、港湾、漁港のほか、その所有する施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送及び避難所の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に係る必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、職員の給料及び手当、消耗品費、通信費等を除き、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償等

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法の規定に基づく医療の実施の要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対し、国民保護法及び国民保護法施行令に定めるところにより、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の

運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

江田島市国民保護計画

令和6年3月 変更

江田島市危機管理監危機管理課

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原505番地

電 話 (0823) 43-1633

F A X (0823) 57-4435